

釧路市物品購入等入札心得

（目的）

第1条 釧路市が発注する物品の購入及びその他の契約（建設工事、設計、測量及び地質調査等に係る委託を除く。）における入札その他の取扱いについては、別に定めのあるもののほか、この心得に定めるところによるものとする。

（入札保証金）

第2条 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に見積もった金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を市に納付し、又は提供しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げるときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 入札参加者が、市を被保険者とする入札保証保険証書を提出したとき。

(2) 入札参加者が、釧路市契約規則（平成17年釧路市契約規則第83号。以下「規則」という。）第5条第1項に規定する名簿登載者で、過去2年間に本市、国又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであって、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に認めたとき。

3 入札参加者は、第1項の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は市長が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債権である場合においては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

4 入札参加者は、第1項の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還する。

（入札）

第3条 入札参加者は、入札書（別に定める様式）に所要の事項を記入し、入札の際にこれを提出しなければならない。

2 規則第8条第2項の規定により、配達証明郵便又はこれに相当するものにより入札書の提出を認めたときは、指定の日時までには到達していなければならない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を提出しなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

5 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（第167条の11で準用する場合を含む。）の規定に該当する者を入札代理人とすることができない。

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することができない。

（入札の辞退）

第4条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、その旨を文書又は口頭により契約担当課に提出又は申し出ること。

(2) 入札執行中にあつては、その旨を入札執行官に申し出ること。

3 前項の規定により入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意識的に開示してはならない。

（入札の取り止め等）

第6条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

（入札の無効）

第7条 次の各号の一に該当する場合は、無効とする。

(1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 入札保証金又は保証金に代わる担保を納付又は提供しない者及び金額の不足した者のした入札

(4) 入札書に記名押印がなされていない入札

(5) 入札書の入札金額を訂正した入札

(6) 入札書の誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札

(7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札

(8) 予定価格の事前公表を行った場合において、予定価格を上回った金額の入札

(9) その他入札に関する条件に違反した入札

（最低制限価格設定）

第8条 釧路市最低制限価格設定要領第2条に規定する入札案件には、最低制限価格を設定する。

（落札者の決定）

第9条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格（物件の売払いに係る契約においては最高の価格）をもって入札した者を落札者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、最低の価格をもって入札した者を落札者としがない場合がある。

(1) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した

履行がなされないおそれがあると認められるとき

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき

2 前項の規定により、最低の価格（物件の売払いに係る契約においては最高の価格）をもって入札した者を落札者とし、ない場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格（物件の売払いに係る契約においては最高の価格）をもって入札した者を落札者として決定する。

（再度入札）

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、参加を辞退した者、初度入札に参加しなかった者、無効入札をした者又は失格となった者、配達証明郵便等による入札を行った者については、再度の入札に参加することはできない。

2 再度の入札に付しても落札者がいないときは、随意契約（以下「不落随契」という。）により落札者を決定する。この場合において、最低の価格（物件の売払いに係る契約においては最高の価格）をもって入札をした者を含む2人以上から見積書を徴取する。

3 不落随契によっても落札者が決定しないときは、入札の執行を取りやめ、再度公告入札に付す。

（同価格の入札が2人以上ある場合の落札者の決定）

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者はくじを引くことを辞退することはできない。

（契約保証金等）

第12条 落札者は、当該契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

2 第2条第2項の規定は、前項但し書きの場合について準用する。

3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ現金を納付書により指定金融機関に納付し、現金領収証書の交付を受け契約担当課に提出しなければならない。

4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合においては、当該担保が有価証券であるときは、有価証券納付書とともに契約担当課に提出しなければならない。

5 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、市に帰属する。

6 落札者であって契約保証金の納付を免除された者が契約上の義務を履行しないときは、当該契約金額の100分の10以上の損害金を市に納付しなければならない。

（入札保証金等の振替）

第13条 契約担当課において必要があると認められる場合には、落札者に返還すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に充てることができる。

（契約の締結等）

第14条 契約書を作成する場合においては、落札者は、本市から交付された契約書に記

名捺印し、落札決定の日から7日以内に提出しなければならない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 落札者が、釧路市建設工事等の契約に係る暴力団等排除要綱に基づく排除対象者と認められた場合は、契約を締結しないものとする。
- 4 議会の議決に付すべき契約の場合においては、前3項の規定を準用する。この場合において、第1項中「契約書」とあるのを「仮契約書」と読み替えるものとする。
- 5 議会の議決に付すべき契約の場合においては、当該契約に関し議会で議決があった後に「議会で議決の日をもって本契約とする」旨の本市からの通知により「仮契約書」を「契約書」に読み替えるものとする。
- 6 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当課に提出しなければならない。

(異議の申立)

第15条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第16条 この心得に定めのあるもののほか、規則等による。

附 則

この心得は、令和3年7月1日から適用する。